

13 保育・教育

町田市子ども発達センター

【ご案内】 身 知 精

町田市内に暮らす 0 歳から 18 歳未満までの障がいや発達に心配のある子どもを対象に専門的な助言や療育を行い、他の支援機関と連携を取ることで、家族や関係機関を支え、切れ目のない発達支援を行います。

【子どもの発達や障がいについての相談】

- ① 発達相談
お子さんの発達について心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。保護者の方のお話を聞き、お子さんの様子を見させていただきながら、必要な支援の手立てを一緒に考えていきます。
- ② 医療的ケアに関する相談
医療的ケアが必要なお子さんのことで心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。医療的ケア児コーディネーターが、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスに関するご相談をお受けします。
- ③ 障害児相談支援・計画相談支援
障害児通所支援サービス等の利用を希望される 18 歳未満のお子さん及びその保護者の方を対象に、相談支援専門員が、お子さんの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援します。

※ 相談を希望される方は事前に予約が必要となります。

【療育サービス】

- ① 療育体験
0 歳から就学前までのお子さんを対象に、集団活動を通して評価や指導が必要な場合に参加していただくグループです。グループ終了時に保護者と面談を行い、今後の支援についてご提案します。
 - ② 親子通園
療育体験を終了した 1 歳児から 2 歳児のお子さんと保護者を対象に、小集団の療育を行います。
 - ③ 年少・年中・年長児グループ指導
療育体験、親子通園などを終了したお子さんを対象に、グループ指導を行います。
- ※ ②、③については、通所受給者証（児童発達支援）を持っていない方が対象となります。

【障害児通所支援】

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスで、児童発達支援と保育所等訪問支援があります。利用には町田市から通所受給者証の交付を受ける必要があります。

- ① 児童発達支援
3 歳児から 5 歳児のお子さんを対象に小集団で療育を行います。週 5 日通園と週 1 日通園があります。
- ② 保育所等訪問支援
保護者からの依頼を受けて、訪問支援員が幼稚園、保育園、学童保育クラブ等を訪問し、お子さんと関係機関の先生方を対象に支援を行います。

【お問合せ先】 町田市子ども発達センター 8:30~17:00
〒194-0021 町田市中町 2-13-14
☎ 042-726-6570 FAX 042-726-0454



保育園・幼稚園等

【ご案内】 身 知 精

①障がい児・特別な配慮が必要なお子さんの申込み

保育園等の障がい児等の受入れについては、「心身に障がいを有する児童で、集団保育が可能であり、原則として医療行為の必要がないこと」となります（医療的ケアが必要なお子さんは「②医療的ケア児の受入れ」をご覧ください）。入園を希望する場合は保育・幼稚園課までお問い合わせください。

お子さんの状態や保育園等の体制等によって受入れ状況が異なりますので、必ず事前に医療機関にて、集団保育の可否や配慮が必要な事項等の確認をしてください。申込み前にお子さんと一緒に入園を希望する保育園等の見学を行い、保育園等での対応についてご相談ください。また、申込み時にお申出がなく内定や入園した場合には、内定や入園が取消しとなることがありますので、ご注意ください。

【対象者】 就学前の障がい児

②医療的ケア児の受入れ

町田市では、公立保育所及び一部の民間保育所等にて、医療的ケア児の受入れを実施しています。入園を希望する場合は、事前に保育・幼稚園課までお問い合わせください。

保育所等の利用にあたっては、市が策定した「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」により決定します。お子さんの健康状況や医療的ケアの内容に変更が生じたこと等によって保育の実施ができなくなることがあります。

【対象者】 次の3項目を満たすお子さん

- ア. 医療的ケアが必要な3歳児クラス以上を基本とし、保育の必要性が認められ、かつ、主治医に集団保育を実施することが適切であると認められたお子さん。
- イ. 対応できる医療的ケア は経管栄養（経鼻胃管・胃ろう）、喀痰の吸引（口腔・鼻腔内吸引）・導尿を基本とします。
- ウ. 保育を行う日・時間は、平日（月～金曜日）の1日8時間（8：30～16：30）の範囲内です。

【お問合せ先】 保育・幼稚園課 ☎ 042-724-2137 FAX 050-3161-8635

教育相談（教育センター）

【ご案内】 知 精

市内の年長児から18歳までのお子さんの教育上の課題について、専門の相談員が本人、保護者、関係者の相談に応じています。主な相談内容は、不登校、集団不適應、友人関係、学習に関すること、生活面に関すること、その他子どもの教育に関する相談です。

【来所相談】 月曜日～金曜日・第1・3土曜日、8:30～12:00、13:00～17:00
☎ 042-792-6546 （予約制）

【電話による教育相談】 月・水・金曜日、9:00～12:00、13:00～16:00
☎ 042-792-6548

【お問合せ先】 教育センター 教育相談担当
〒194-0036 町田市木曽東3-1-3
☎ 042-792-6546 FAX 050-3163-1021
※教育センターは2025年度中に〒195-0075 町田市山崎 1-2-17 へ移転予定です。

就学相談・進学相談

【ご案内】 身 知 精

障がいなどのため学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒について、就学、進学、転学の相談を行っています。

町田市ホームページにおいて、5・6 月中に就学相談・進学相談についてお知らせします。

【お問合せ先】 教育センター 就学相談担当

〒194-0036 町田市木曽東 3-1-3

☎ 042-793-3057 FAX 050-3163-1021

※教育センターは 2025 年度中に〒195-0075 町田市山崎 1-2-17 へ移転予定です。

就学奨励費（特別支援学級）

【ご案内】 身 知 精

市立小・中学校の特別支援学級等に在籍するお子様がいるご家庭を対象に、学校の授業や行事に必要な費用の一部を援助しています。

【対象者】 市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者又は小学校の通級指導学級に在籍する児童の保護者

【支給内容】 学用品通学用品費・修学旅行費・通学費・保護者付添通学費・入学準備金・オンライン学習通信費等を支給します。保護者の所得により、支給内容が異なります。なお、小学校の通級指導学級在籍者は、通級費のみを支給します。

【申請手続き】 原則、オンラインでご申請ください。制度や申請の詳細は市立小・中学校又は学務課で配布しているお知らせでご確認ください。就学奨励費（通級費等）申請書は、通級指導学級に提出してください。

【お問合せ先】 学務課 ☎ 042-724-2176 FAX 050-3161-7996

就学奨励費（通常の学級）

【ご案内】 身 知

小・中学校の通常の学級に在籍し「特別支援学校に入学可能な障がいの程度」に当てはまる場合、就学奨励費の対象となることがあります。

【対象者】 小・中学校の通常の学級に在籍し学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度（特別支援学校に入学可能な障がいの程度）に当てはまると認められる児童・生徒の保護者

【支給内容】 学用品通学用品費・修学旅行費・通学費・保護者付添通学費・入学準備金・オンライン学習通信費等を支給します。保護者の所得により、支給内容が異なります。

【申請手続き】 まずは学務課までご連絡ください。申請に必要な書類についてご案内いたします。

【お問合せ先】 学務課 ☎ 042-724-2176 FAX 050-3161-7996

学童保育クラブ

学童保育クラブは、仕事をしているなどの理由で保護者が日中不在になるご家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。小学校に就学する児童で、原則市内に在住し、入会の要件を満たしている児童が対象となります。

【お問合せ先】 児童青少年課 ☎ 042-724-2182 FAX 050-3101-8380

特別支援教育

障がいなどのため特別な支援を必要とする児童・生徒が、その障がいの程度や成長発達に応じた適切な教育を受けることができるように、市内の小・中学校には特別支援学級が、そのほかにも、都立の特別支援学校が設置されています。

知的障がい学級（固定制）

【ご案内】 知

知的な発達の遅れや、日常生活の会話はほぼ可能なものの、学習の遅れや抽象的な概念の理解に困難がある児童・生徒を対象として、能力や可能性に応じて、個別指導やグループ指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第一小学校	中町 1-20-30	☎ 042-722-3105 FAX 042-721-4793
町田第二小学校	原町田 4-26-40	☎ 042-722-3316 FAX 042-721-4493
町田第五小学校	玉川学園 4-14-7	☎ 042-725-8178 FAX 042-721-4678
南大谷小学校	南大谷 6-16-1	☎ 042-725-2551 FAX 042-721-4734
藤の台小学校	藤の台 3-1-1	☎ 042-726-1005 FAX 042-721-4792
本町田ひなた小学校	本町田 2032	☎ 042-721-5561 FAX 042-721-5563
成瀬小学校	南成瀬 3-6	☎ 042-726-1080 FAX 042-721-4239
南第四小学校	金森東 3-21-1	☎ 042-796-1326 FAX 042-795-8759
南つくし野小学校	南つくし野 2-4-8	☎ 042-796-1950 FAX 042-795-8762
鶴川第二小学校	能ヶ谷 7-24-1	☎ 042-735-5498 FAX 042-735-2631
鶴川第四小学校	鶴川 3-22	☎ 042-735-2868 FAX 042-735-2594
金井小学校	金井ヶ丘 1-30-1	☎ 042-735-0010 FAX 042-735-2745
忠生小学校	忠生 3-10-2	☎ 042-791-1021 FAX 042-791-5916
小山田南小学校	小山田桜台 2-7	☎ 042-797-4541 FAX 042-797-1845
木曽境川小学校	木曽西 1-9-1	☎ 042-791-2086 FAX 042-791-5484
七国山小学校	山崎町 1314-2	☎ 042-791-2171 FAX 042-791-4796
小山小学校	小山町 944	☎ 042-797-2733 FAX 042-797-0759
小山ヶ丘小学校	小山ヶ丘 5-37	☎ 042-770-6251 FAX 042-770-6258
小山中央小学校	小山ヶ丘 3-7-1	☎ 042-798-0670 FAX 042-798-0672
相原小学校	相原町 1673	☎ 042-771-2341 FAX 042-772-4698

中学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第一中学校	中町 1-27-5	☎ 042-722-2420 FAX 042-721-4407
南大谷中学校	南大谷 6-17-1	☎ 042-723-5567 FAX 042-721-4324
南中学校	金森 3-27-1	☎ 042-796-2248 FAX 042-795-8764
つくし野中学校	南つくし野 2-14-2	☎ 042-795-0323 FAX 042-795-8765
成瀬台中学校	成瀬台 2-5-1	☎ 042-728-6030 FAX 042-721-4489
鶴川中学校	小野路町 1905-1	☎ 042-735-2405 FAX 042-735-2401
薬師中学校	金井 1-20-1	☎ 042-725-5002 FAX 042-721-4453
忠生中学校	忠生 3-14-1	☎ 042-791-0821 FAX 042-791-6514
山崎中学校	山崎町 1445	☎ 042-793-1021 FAX 042-791-5985
小山中学校	小山ヶ丘 1-2-4	☎ 042-798-1251 FAX 042-798-1252
堺中学校	相原町 752	☎ 042-771-2348 FAX 042-772-4218

自閉症・情緒障がい学級（固定制）

【ご案内】 精神

知的な発達に遅れを伴わない自閉症・情緒障がいのある児童で、意思疎通や対人関係、行動への課題や集団参加、ルールの遵守といった社会生活への適応に課題がある児童を対象に、能力や可能性に応じて、個別指導やグループ指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第一小学校	中町1-20-30	☎ 042-722-3105 FAX 042-721-4793
本町田ひなた小学校	本町田2032	☎ 042-721-5561 FAX 042-721-5563
南第四小学校	金森東3-21-1	☎ 042-796-1326 FAX 042-795-8759
鶴川第四小学校	鶴川3-22	☎ 042-735-2868 FAX 042-735-2594
忠生小学校	忠生3-10-2	☎ 042-791-1021 FAX 042-791-5916
小山中央小学校	小山ヶ丘3-7-1	☎ 042-798-0670 FAX 042-798-0672

中学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第三中学校	本町田1853	☎ 042-722-6095 FAX 042-721-4386

肢体不自由学級（固定制）

【ご案内】 身体

日常会話はほぼ可能なものの、脳性麻痺や進行性筋萎縮症等により、身体が不自由な児童・生徒を対象として、学習指導を行うと共に、作業療法や理学療法などの自立活動も行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第六小学校	南大谷7-3-1	☎ 042-722-3659 FAX 042-721-4730

中学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第一中学校	中町1-27-5	☎ 042-722-2420 FAX 042-721-4407

弱視学級

【ご案内】 ㊦

通常の学級での学習が可能であるが、眼鏡等を使用しても十分な視力を得ることができなかったり、手先を使う作業やボール遊びなどで遠近感や立体感を必要とする動作が苦手であったりする児童を対象として、週に1～2回弱視学級の教員がお子さんの在籍校を訪問し、個別指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
南第三小学校	金森東1-2-1	☎ 042-722-2663 FAX 042-721-2498

難聴学級

【ご案内】 ㊦

通常の学級での学習が可能であるが、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくいなど、聴覚に障がいのある児童・生徒を対象として、週に1～2回難聴学級の教員がお子さんの在籍校を訪問し、個別指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
南第三小学校	金森東1-2-1	☎ 042-722-2663 FAX 042-721-2498
山崎小学校	忠生2-15-26	☎ 042-793-2004 FAX 042-791-4183

中学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第二中学校	南大谷1-9-1	☎ 042-722-1101 FAX 042-721-4399

言語障がい学級

【ご案内】 ㊦

通常の学級での学習が可能であるが、ある音が正しく発音できない、発音や言葉がはっきりしない、吃音により言葉のリズムがスムーズでないなどの児童を対象として、週に1～2回言語障がい学級の教員がお子さんの在籍校を訪問し、個別指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第四小学校	森野2-21-28	☎ 042-722-3727 FAX 042-721-4598
成瀬中央小学校	成瀬2-8	☎ 042-728-6020 FAX 042-721-4261

情緒障がい等学級（サポートルーム）

【ご案内】 精

通常の学級での学習が可能であるが、心因性等の理由により、対人関係や集団への適応性に課題がある児童・生徒を対象として、原則として週に1回情緒障がい等学級の教員がお子さんの在籍校を訪問し、個別指導やグループ指導を受けます。

本市では情緒障がい等学級を「サポートルーム」と呼んでいます。

特別支援学校（東京都立）

【ご案内】 身 知

知的障がい（小学部・中学部）

学校名	所在地	電話・FAX
町田の丘学園	野津田町2003	☎ 042-737-0570 FAX 042-737-0580
八王子西特別支援学校 ※	八王子市東浅川町546-1	☎ 042-666-5600 FAX 042-666-0550

知的障がい（高等部）

学校名	所在地	電話・FAX
町田の丘学園	野津田町2003	☎ 042-737-0570 FAX 042-737-0580
八王子南特別支援学校 ※	八王子市鎌水2-88-1	☎ 042-675-8373 FAX 042-675-8388

肢体不自由（小学部・中学部・高等部）

学校名	所在地	電話・FAX
町田の丘学園	野津田町2003	☎ 042-737-0570 FAX 042-737-0580

- ・このほかに東京都立の学校で、視覚に障がいがあるお子さんや、聴覚に障がいがあるお子さんのために特別支援学校が設置されています。
- ・これらの特別支援学校に入学するためには、町田市の相談を経て、東京都の就学相談を受けていただく必要があります。

※ 相原町・小山町・小山ヶ丘にお住まいの方は、2024年度から都立特別支援学校知的障がい部門の通学区域が、小・中学部は八王子西特別支援学校、高等部は八王子南特別支援学校に変更となりました。

【お問合せ先】 教育センター 就学相談担当

〒194-0036 町田市木曽東 3-1-3

☎ 042-793-3057 FAX 050-3163-1021

※教育センターは2025年度中に〒195-0075 町田市山崎 1-2-17へ移転予定です。

ろう学校（私立）

【ご案内】 身

きこえの学校 ライシャワー学園 幼稚部・小学部・中学部

〒195-0063 町田市野津田町 1942

☎ 042-735-2361 FAX 042-734-8292

乳幼児（0歳児）から中学卒業まで一貫して聴覚主導の人間教育を行っています。

14 就職支援

ハローワーク町田(公共職業安定所)

【ご案内】 身 知 精 難

職業紹介、指導および相談業務をしており、障がい者のための相談窓口があります。専門の職員や職業相談員が、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、職場定着指導等を行っています。

障がい者に限定した求人のほか、一般の求人への応募も可能です。個別にその方にあった求人を開拓したり、面接に同行する等のサービスを行っています。（※予約制）

なお、雇用保険や、公共職業訓練などの各種相談も受けています。

【利用時間】 8：30～17：15（土日祝・年末年始を除く）**【お問合せ先】** ハローワーク町田（公共職業安定所）専門援助部門
〒194-0022 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階
☎ 042-732-7316 FAX 042-732-8724

就労支援センター「らいむ」

【ご案内】 身 知 精

就労を希望される方の準備支援や、就職後に職場定着支援を希望される方にジョブコーチ支援をします。障がいの種別を問わず、ハローワーク等関係支援機関とも連携を取り、就労に向けて包括的な支援を行います。（※予約制）

○職業相談・生活相談

就労や生活の様々な問題についての相談を受け付けます。

○職業準備支援

履歴書作成サポート・面接訓練等就労支援やハローワーク・企業面接等への同行等を行います。

○職場定着支援

実習から採用後まで、職場訪問などを経て利用者の皆さんと企業の架け橋となり、安定して勤続していく為のサポートを行います。

○その他

離職調整（再就職支援）や福祉サービス等利用に関わる相談等に応じます。

【対象者】 町田市内に在住の身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を所持する方、事業主**【相談時間】** 10：00～18：00（土日祝・年末年始を除く）**【お問合せ先】** 〒194-0021 町田市中町 1-9-20-101
☎ 042-721-2460 FAX 042-732-3350

町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」 / 「Let's」(レッツ)

【ご案内】 身 知 精 難

障がいがある人が、安心して長く働き続けられるよう、関係機関と連携しながら、身近な地域における就労と、就労に向けての生活との両面に渡って一体的なサポートを行い、障がい者雇用の促進と、障がい者の自立と社会参加の一層の促進をめざします。（※予約制）

○就労全般に関する相談

○就労に向けた支援

- ・ハローワークでの求職者登録・訓練機関などの情報提供、必要な支援が受けられます。
- ・職場実習・職場見学などのメニューの提供が受けられます。
- ・就職後、安心して働けるための支援が受けられます。また、長く仕事が続けられる環境づくりや余暇活動の紹介、職場での悩みなどの相談を行っています。

○企業からの相談

- ・企業が障がいがある人を安心して雇用できるよう情報提供及び相談を行っています。

○地域のネットワークづくり

- ・企業、福祉、医療、教育、労働等の関係機関とのネットワークをつくり、地域における障がい者雇用の促進を図っています。

【対象者】 町田市内に在住、在学の概ね 65歳未満の障がいがある人（児を含む）（身体・知的・発達・精神・難病）、事業主

【相談時間】 10：00～17：00
（土日祝・年末年始を除く。ただし月1回のみ土曜日 10：00～14：00）

【お問合せ先】 〒194-0013 町田市原町田 4-24-6 セリがや会館内
URL：<http://www.link-lets.com>

りんく（主に身体・知的障がいがある人を対象）
☎ 042-728-3161 FAX 042-728-3163

Let's（レッツ）（主に精神・発達障がい及び高次脳機能障がいがある人を対象）
☎ 042-728-3162 FAX 042-709-3652

障害者就業・生活支援センター「TALANT」 (タラント)

【ご案内】 身 知 精

障害者雇用促進法に基づく事業で、一般就労を希望する障がいがある人の企業就労を進めるための支援機関です。

ハローワーク、就労移行支援事業所、学校、企業等と連携しながら就業支援や、就労に関する生活支援を実施しています。また就労に関するご相談以外に、準備訓練として基礎訓練機関の紹介、就労に関するプログラムの実施、職場定着支援、就労に関する制度の紹介などを、個別に応じて行います。(予約制・登録制)

【対象者】 八王子、町田、多摩、稲城、日野（南多摩圏域）にお住まいの精神、知的、身体、発達障がいがある人及び家族、事業主
※他地域（他県）の方も、ご相談に応じます。

【相談時間】 月曜日～金曜日、第2・第4土曜日
10:00～17:30（年末年始を除く）

【お問合せ先】 〒192-0046 八王子市明神町 4-5-3 ^{はししょう} 橋 捷ビル4階
☎ 042-648-3278 FAX 042-648-3598
URL: <https://talant.wakakusaf.or.jp>

国立職業リハビリテーションセンター

【ご案内】 身 知 精 難

障がいがある人へ職業訓練や職業指導などを体系的に提供しています。

【対象者】

- ①身体障がい、高次脳機能障がい、難病、発達障がい、精神障がい、知的障がいなどの障がいがある方。
- ②ハローワークに求職登録をしている方。
- ③国立職業リハビリテーションセンターへ週5日通所し、1日6時間程度の職業訓練をコース修了期間（標準コースは1年間、短期コースは6ヵ月間）まで継続して受講できる方。
- ④職業訓練の受講及び職業的自立を希望する方。

【訓練系（科）】

訓練系	訓練科	訓練コース
メカトロ系	機械製図科	機械CADコース
	電子機器科	電子技術・CADコース
	テクニカルオペレーション科	FAシステムコース
		組立・検査コース
建築系	建築設計科	建築CADコース
情報系	OAシステム科	ソフトウェア開発コース
		システム活用コース
		視覚障害者情報アクセスコース
	DTP・Web技術科	DTPコース Webコース
ビジネス系	経理事務科	会計ビジネスコース

	OA事務科	OAビジネスコース
	オフィスワーク科	オフィスワークコース
物流系	物流・資材管理科	物流・資材管理コース
職域開発系	アシスタントワーク科	オフィスアシスタントコース
		販売・物流ワークコース
		サービスワークコース

【訓練期間】

- ①標準コース：1 年間
②短期コース：6 カ月間

【費 用】

受講料は無料
(ただし、参考書、作業着、安全靴等は自己負担※必要とする訓練科のみ)

【申請方法】

訓練受講についてはハローワークを通して申請してください。
※障害者リハビリテーションセンターの宿舍利用を希望する場合は、
訓練受講申請を行う前に障がい福祉課支援係へご相談ください。

【お問合せ先】

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2
(西武新宿線 航空公園駅から徒歩 15 分)
ホームページ <http://www.nvr.cd.jeed.go.jp/>

※相談・見学等は、予め電話で予約してください。

- 入所を希望される方の相談・見学説明会(職業指導部 職業評価課)
☎ 04-2995-1201、1712 FAX 04-2995-1277
- 障害者雇用に関する事業主の相談・見学(職業指導部 職業指導課)
☎ 04-2995-1207、1712 FAX 04-2995-1277
- 指導技法等に関する相談(職業訓練部 技法普及課)
☎ 04-2995-1144 FAX 04-2995-1163
- 能力開発セミナーの受講を希望される方(職業訓練部)
☎ 04-2995-1135 FAX 04-2995-1163
- 関係機関等の施設見学の受付(管理課)
☎ 04-2995-1029 FAX 04-2995-1052

ハローワーク町田(町田公共職業安定所)
☎ 042-732-7316 FAX 042-732-8724

障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653

障害者職業センター

【ご案内】 身 知 精

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰を目指す障がいがある人、障がい者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障がいがある人の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。（※予約制）

【障がいがある人へのサービス】

○職業相談・職業評価…就職や職場定着、職場復帰等の目標達成に向けて、「職業相談」「職業評価」を行い「職業リハビリテーション計画」を策定します。

○職業準備支援…就職活動に不安のある方、在職中で職場定着に悩んでいる方に対して、支援や個別相談等を実施し、今後の就職活動や職場定着への円滑な移行を目指します。

○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援…障がい者が円滑に職場に適応し、安定して働き続けられるよう、事業所にジョブコーチを派遣し、障がい者及び事業主に対して、障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行っています。

○リワーク支援…休職している社員の職場復帰を進めようとしている企業の方に、医師の助言を得ながら、円滑な職場復帰のための支援を行っています。

【事業主の方へのサービス】

○障がい者雇用に取り組む企業へのサービス…雇用をスムーズに進めるための具体的なノウハウについて、他社の事例提供を含め専門的なアドバイスを行います。また、セミナーの案内や企業内研修のサポート、職場定着に向けたサポート、ジョブコーチ支援、リワーク支援などを行っています。

【関係機関に対するサービス】

○関係機関に対する助言・援助業務…就労支援機関等に対し職業リハビリテーションに関する技術的事項の助言・援助を行っています。

○就業支援基礎研修の実施

○職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修 実技研修の実施

【お問合せ先】 ●東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階

☎ 03-6673-3938 FAX 03-6673-3948

ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/>

●東京障害者職業センター多摩支所

〒190-0012 立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5 階

☎ 042-529-3341 FAX 042-529-3356

●リワークセンター東京

〒111-0041 台東区元浅草 3-18-10 上野 NS ビル 7 階

☎ 03-5246-4881 FAX 03-5246-4882

●神奈川障害者職業センター（本庁舎）

〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

☎ 042-745-3131 FAX 042-742-5789

ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/kanagawa/>

●神奈川障害者職業センター 職業準備支援室・リワーク支援室

〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-13-7 YSビル 5 階

☎ 042-745-8845

日本視覚障害者職能開発センター

【ご案内】 ④

日本視覚障害者職能開発センターは、見えない、見えづらい方々の「働きたい」「働き続けたい」という思いを支える、視覚障がい者の総合就労支援施設です。

主にパソコンを利用した事務職に挑戦する視覚障がい者の、職能開発訓練を中心とした社会福祉事業を行っています。

センター内にある施設「東京ワークショップ」では、就労継続支援 B 型、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練などのサービスを実施しています。

各種視覚障がい者支援機関、眼科、ハローワーク、視覚特別支援学校、当事者団体等と連携を取り、きめ細かくサポートしています。

【お問合せ先】

日本視覚障害者職能開発センター

〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5

☎ 03-3341-0900 FAX 03-3341-0967

E-mail : shokunou@jvdc.jp

ホームページ : <https://www.jvdc.jp>

IT 技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習）

【ご案内】 ④

就労を目指す重度の身体障がいがある人を、在宅でコンピュータ技術者として養成します。

【対象者】

東京都内に住所を有し、身体障害者手帳 1～3 級の方で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、週 20～30 時間程度の学習が可能な方（時間等についてはご相談ください。）

【養成期間】

2 年。講師による自宅訪問指導（2 週間に 1 回程度）、集合対面スクーリング（年 4～5 回半日）があります。

※夏季休暇（1 か月）、春期・冬期休暇（各 2 週間程度）有り。

【費用】

無料

※インターネット利用料金、スクーリングの交通費等は自己負担となります。

【申込期間・方法】

最新の申込期間・方法等の情報は問合せ先にご確認ください。

【お問合せ先】

社会福祉法人東京コロニー職能開発室

〒164-0001 中野区中野 5-3-32

☎ 03-6914-0859 FAX 03-6914-0869

ホームページ <https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>

障害者職業能力開発校

【ご案内】 身 知 精

障害者職業能力開発校は、障がいのある方を対象とした職業訓練施設です。訓練指導と一体で生活指導と就職支援を行い、就職につなげています。専門知識や技術・技能の習得だけでなく、コミュニケーションやビジネスマナーなど、就職に必要な社会生活スキルもあわせて習得できます。

【対象者】 職業訓練の受講意欲と就職する意欲があり、職業的自立が見込まれる方
症状が安定し、1日6～8時間の訓練を受けられる方
集団での訓練に適應できる方 等
(身体障がいがある方で、通校が困難な場合、介助や手話、拡大鏡の使用などとはご相談ください。)

【訓練科目】

・東京障害者職業能力開発校

3～6か月の科目

【身体・精神・発達障がい対象】 就業支援科／調理・清掃サービス科／オフィスワーク科
【精神・発達障がい対象】 職域開発科

1年間の科目

【身体・精神・発達障がい対象】 ビジネスアプリ開発科／ビジネス総合事務科／グラフィック DTP 科／ものづくり技術科／建築 CAD 科／製パン科
【重度視覚障がい対象】 OA 事務科
【知的障がい対象】 実務作業科

・神奈川障害者職業能力開発校

6か月の科目

【精神障がい対象】 ビジネス実務／サービス実務

1年間の科目

【身体・精神障がい対象】 総合 CAD／IT チャレンジ／Web・DTP 制作
【視覚障がい対象】 ビジネスサポート
【身体・知的障がい対象】 ビジネスキャリア
【知的障がい対象】 総合実務

【募集期間・入校月】 科目等により募集期間や入校月が異なります。
最新の情報はホームページや以下へお問い合わせください。

【費用】 授業料は無料、食費・作業服等は自己負担。
※雇用保険又は訓練手当が支給される場合があります。

【申込方法】 ハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。

【所在地・お問合せ先】

- ・東京障害者職業能力開発校 〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1
☎ 042-341-1411 FAX 042-341-1451
ホームページ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/>
- ・神奈川障害者職業能力開発校 〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1
☎ 042-744-1243 FAX 042-740-1497
ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/>
- ・ハローワーク町田 〒194-0022 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階
☎ 042-732-7316 FAX 042-732-8724

(公財) 東京しごと財団

【ご案内】

障がいがある人の就業促進を図るため、地域の就労支援機関等と連携し、セミナーや相談、定着支援等の様々な事業を行っています。

【障害者雇用就業サポートデスク飯田橋（東京しごとセンター5階）】

【障害者雇用就業サポートデスク多摩（東京しごとセンター多摩3階）】

就職を希望する障がいがある人や家族、関係機関、障がい者雇用を検討する企業の方に対して、ニーズや困りごとを詳しくお聞きし、状況に適した情報提供を行います。障害者手帳をお持ちでない方や、障がいがあるかもしれないと思う方も利用できます。（職業紹介はしていません。）

【お問い合わせ先】 障害者雇用就業サポートデスク（飯田橋・多摩共通）☎ 03-5211-5462

【就活セミナー】

就職活動に役立つビジネスマナーや、自己理解・企業理解などをテーマにした3～4日間のセミナーです。障がいがある人と支援者がペアになって参加していただきます。

就職活動の準備をしながら“働き続けるために必要なスキル”を身につけることを目的としています。

【保護者向けセミナー】

保護者の方や地域の就労支援機関職員等を対象としたセミナーです。障がい者を雇用している企業の担当者や地域の就労支援機関職員等を講師として、企業での採用事例や地域の就労支援機関の支援内容等を紹介します。

【医療機関向けセミナー】

障害者雇用の現状や、医療機関での就労支援の取組、地域がどのように連携していくことができるのか等についての講義に加え、グループディスカッションを通じてアイデアの共有、ネットワークづくりを図ります。

【企業見学支援事業】

東京しごと財団では、障がい者雇用の明確なイメージを構築できるよう、障がい者雇用に先進的に取り組んでいる企業様にご協力いただき、随時見学会を開催しています。当事者の方が活躍する姿を間近で見ることができます。

【職場体験実習】

企業等で働いた経験がない（少ない）、自分の適性が分からないなど、企業等で働くことに不安がある場合に、いきなり「就職」ではなく、仕事を「体験」できます。この職場体験実習により、企業等の現場を知ることができ、また、実習中の体験を通じて、自分の新たな課題を発見することもできます。

【障害者委託訓練事業】

ハローワークと連携して、障がいがある人が就職に必要な基礎知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の多様な委託先を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ・ 知識・技能習得訓練コース（パソコン技能、清掃、軽食喫茶、他作業系など）
- ・ 障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）
- ・ 実践能力習得訓練コース（事務補助作業、清掃作業、飲食店補助業務など）
- ・ e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障がい者等が対象。WEB制作実践講座など）
- ・ 在職者訓練コース（雇用の継続と職域拡大に必要なパソコンスキルアップなど）

【東京ジョブコーチ支援事業】

障がいがある人が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるよう、東京ジョブコーチが職場内の環境を整えて定着を支援します。

【お問合せ先】

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課
〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8 階
☎ 03-5211-2681
ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

雇用保険（失業等給付）

【ご 案 内】 身 知 精

雇用保険の失業給付には、被保険者が離職し失業状態となり、再就職をしようという意思と能力があり、かつ積極的に就職活動を行ったが職業に就くことができない状態にあるとき、失業中の生活を保障するために支給する基本手当、早期に再就職したときに支給する再就職手当などがありますが、障がい者など就職が困難な方には、次のような優遇措置・支給があります。

【基本手当】

所定給付日数（基本手当の支給を受けることができる最大の日数）が一般より多くなります。

【常用就職支度手当】

一定の要件を満たして再就職したときに、支給されます。
（再就職手当との併給はできません）

【お問合せ先】

ハローワーク町田（公共職業安定所）雇用保険課 給付係
☎ 042-732-7399

15 選挙に関する制度

郵便等による不在者投票制度

【ご案内】 ㊦

身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が、郵便等のやりとりによって自宅等で投票できる制度です。

【対象】

代理記載制度（以下※印参照）の該当者を除いてご自身で字を書くことができ、下記のいずれかに該当される方。

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、以下の障がいに該当するものとして記載されている方
 - ①両下肢、体幹、移動機能障がい……………1級若しくは2級
 - ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸……………1級若しくは3級
 - ③免疫、肝臓……………1～3級
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で、以下の障がいに該当するものとして記載されている方
 - ①両下肢、体幹……………特別項症～第2項症
 - ②心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸……………特別項症～第3項症
- 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方（介護保険の認定は有効期間が定めてあり、更新の手続きが必要なため、更新のたびに新規申請の手続きが必要です。）

※【代理記載制度について】

上記のいずれかに該当され、かつ身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級または戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方で、ご自身で字を書くことが困難な方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができる制度です。

【申請方法】

いつでも申請できます。選挙管理委員会にある申請書にご記入のうえ、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えて申請してください（申請書は郵送もいたします）。該当となる方に郵便等投票証明書を交付いたします。

【ご注意】

申請後、郵便等投票証明書を交付するまでに1か月程度かかることもあります。特に選挙直前だと間に合わないこともあります。申請はお早めをお願いします。

【お問合せ先】

選挙管理委員会事務局
〒194-8520 町田市森野2-2-22 9階
☎ 042-724-2168 FAX 042-724-1195

代理・点字投票制度

【ご案内】 ㊦

投票所等では、障がいや病気などにより、自ら投票用紙に候補者の氏名等を書くことが困難な方を、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。

また、目が不自由な方は、点字による投票ができます。このような方は本人が投票所等に行き、係員にお申し出ください。

【お問合せ先】 選挙管理委員会事務局
☎ 042-724-2168 FAX 042-724-1195

コミュニケーションボード・投票支援カード

コミュニケーションボード

投票所ですくある質問をイラストにしてあります。イラストを指し示すことで、コミュニケーションを取ることができます。

投票支援カード

投票所で代理投票や他の支援が必要な場合に、「投票支援カード」を投票所係員に見せることで、必要な支援をスムーズに受けることができます。

「コミュニケーションボード」・「投票支援カード」は投票所にご用意しています。また、町田市ホームページからダウンロードできます。

町田市 投票所で支援が必要な方へ

検索

お問合せ先 選挙管理委員会事務局
☎ 042-724-2168 FAX 042-724-1195

選挙に関する情報提供

【ご案内】 ㊦

選挙管理委員会では、選挙公報の点字版及び音声版 CD を「選挙のお知らせ」として郵送しています。

また、「広報まちだ」の選挙特集では町田市での投票方法のご案内、選挙啓発紙「まちだ しろばら」では、明るい選挙推進運動についてお知らせしています。

いずれも点字版・音声版 CD を郵送していますので、ご希望の方は選挙管理委員会事務局まで、ご連絡ください。

【お問合せ先】 選挙管理委員会事務局
☎ 042-724-2168 FAX 042-724-1195

16 ボランティア・講習会

町田ボランティアセンター

【ご案内】 身 知 精

ボランティア活動を希望する方々とボランティアを必要とする方々との連絡調整のほか、ボランティア活動の推進のための各種事業を行っています。

【事業内容】 ①ボランティアに関する相談
②ボランティアの普及、啓発事業
③ボランティア養成事業（各種養成講座の開催等）
④その他、ボランティア活動の推進のための事業

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会 町田ボランティアセンター
〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4 階
☎ 042-725-4465 FAX 042-723-4281

手話講習会

【ご案内】 身

聴覚障がいがある人への理解を深めながら、手話の技術を学び、手話を通してボランティア活動ができる方を養成する講習会です。

【対象者】 市内在住・在勤・在学者

【内 容】 ①入門コース ②基礎コース ③手話通訳者養成コース：基本クラス
④手話通訳者養成コース：応用クラス

【費 用】 有料

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会 町田ボランティアセンター
〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4 階
☎ 042-725-4465 FAX 042-723-4281

手話通訳者等の養成（東京都手話通訳者等養成講習会）

【ご案内】 身

手話通訳者と、地域の手話講習会の指導者を養成するための講習会を行っています。

【対象者】 3年以上の手話学習歴を有し聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、都内で通訳や手話指導等の活動ができる方（選考試験あり）。

【費 用】 無料（テキスト代は自己負担）

【お問合せ先】 東京手話通訳等派遣センター（養成・研修課）
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル 5 階
☎ 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

東京都要約筆記者養成講習会

【ご案内】 ㊟

手話習得が難しい中途失聴者や、難聴者の方のコミュニケーション支援手段としての要約筆記の技術講習を行い、要約筆記者を養成します（手書きコース、パソコンコース）。

【対象者】 都内在住・在勤・在学の18才以上の方で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、派遣事業に都内全域で応じられる方（選考試験あり）。

【費用】 無料（ただし、テキスト代は自己負担）

【お問合せ先】 東京手話通訳等派遣センター（養成・研修課）
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
☎ 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

東京都点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成

【ご案内】 ㊟

点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員を養成するための講習会を行っています。

【対象者】 点訳についての知識と経験を持ち、講習修了後、都内で点訳の指導活動・奉仕活動ができる方

【費用】 無料（教材等は自己負担）

【お問合せ先】 (社)日本視覚障害者団体連合 点字図書館
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2
☎ 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

東京都音訳奉仕員指導者の養成

【ご案内】 ㊟

音訳奉仕員指導者を養成するための講習会を行っています。

【対象者】 音訳についての知識と経験を持ち、講習修了後、都内で音訳の指導活動ができる方

【費用】 無料（教材等は自己負担）

【お問合せ先】 (社)日本視覚障害者団体連合 点字図書館
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2
☎ 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

17 防災対策

災害時の対応について

【ご案内】 身 知 精 難

【災害時予防対策】

- 災害時に備え、普段から各家庭で3日分程度の飲料水・食料・医薬品等を備蓄しましょう。
- 災害時の避難先や連絡方法、災害発生時の対応について、家族や近隣住民の方と普段から話し合しましょう。
- 防災情報メール配信（※）の登録をしましょう。

※防災情報メール配信サービスについて

町田市防災行政無線で放送した内容（災害発生・高齢者の行方不明・市民の生命身体にかかわる情報など）や気象警報情報、その他防災情報をメールで配信しています。メール配信は、町田市のホームページから登録することができます。

【災害発生時】

- 自分自身の安全確保、家族の安否確認をしてください。
- あわてて外に飛び出すことがないように、心を落ち着かせて冷静に行動してください。

【万が一避難をしなければならなくなった場合】

- 近隣の公園や小中学校等の校庭が避難広場となります（加入している町内会・自治会等にて避難広場を定めている場合があります）。
- 避難するのが困難な場合、近隣住民の方に声をかけ、避難援助協力をお願いしてください。

町田市では、身体障害者手帳1級・愛の手帳1度・要介護認定3以上の方など、自力で災害に対処することが困難な方を災害時要配慮者と位置付け、支援に向けた体制強化や二次避難施設の整備を行っています。

【お問合せ先】

地域福祉部 障がい福祉課 総務係 ☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653
防災安全部 防災課 ☎ 042-724-2107 FAX 050-3085-6519

二次避難施設

【ご案内】 身 知

災害時は、まず避難施設である小中学校等へ避難していただきます。

避難施設での生活が困難な方については、災害発生後の4日目以降を目安として、民間福祉施設で構成されている二次避難施設に移送されます。発災直後に直接二次避難施設に行っても受け入れることはできません。

以上のルールをお守りくださるようご理解ご協力をお願いいたします。

現在、市と市内の障がい者福祉施設23施設、高齢者福祉施設30施設、計53施設との間で、「災害時における二次避難施設の設置運営に関する協定書」を締結しています。

【お問合せ先】

障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

ストーマ装具保管事業

【ご案内】

災害時に、オストメイト（人工肛門・人工ぼうこう保有者）が使用しているストーマ装具の持ち出しが出来なくなる場合に備えて、希望した保管場所でストーマ装具を保管いたします。

【対象者】

人工肛門又は人工ぼうこうを造設し、ストーマ装具を使用している町田市内在住の方。

【保管場所】

- ・社会福祉法人まちだ育成会ひかり療育園（忠生 3-6-2）
- ・町田市社会福祉協議会（原町田 4-9-8 市民フォーラム 4 階）
- ・町田市わさびだ療育園（金森東 3-18-9）

【申請手続】

保管を希望される方はストーマ装具保管事業利用申請書に必要事項を記入のうえ、障がい福祉課、又は、お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）に提出してください。

※申請書は、町田市ホームページからダウンロードもしくは障がい福祉課、お住まいの地域の障がい者支援センターにも用意しています。

後日申請者に、保管受付期間が記されたストーマ装具保管事業利用承認通知書を送付いたしますので、承認通知書と保管するストーマ装具を直接希望した保管場所にご持参ください。

【注意事項】

- ・ストーマ装具保管事業利用承認通知書に記載された保管受付期間内に、ストーマ装具を搬入しなかった場合は、承認は無効となります。
 - ・災害発生時は、直接保管している場所へ受け取りに行ってください。
 - ・ストーマ装具はご自身で用意した横 35 cm×縦 25 cm×厚さ 6 cm程度の容器に入れ、どこから見てもわかるように氏名、住所、電話番号等を記入してください。
 - ・ストーマ装具保管事業の利用期限は、1 年間です。保管期限満了時期になりましたら、個別に通知いたします。
- なお、引き続きストーマ装具の保管を希望される場合は、同封する保管事業利用更新申請書の提出が必要となります。

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係

☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

災害時等障がい者支援バンダナ

【ご案内】 身 知 精 難

災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。障がいの種別や状態に応じて、伝えたいメッセージが見えるように三角に折り、肩から羽織って身に付けます。災害への備えとしてぜひご活用ください。

【対象者】

障がい、難病のある町田市内在住の方。

【配布場所】

- ・町田市役所 障がい福祉課窓口（郵送可）
 - ・障がい者支援センター
- ※代理で受け取りにいらした方にも配布します。

【お問合せ先】

障がい福祉課 総務係

☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

